大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較

専門職大学·専門職短期大学

専門学校 (専修学校専門課程)

大学·短期大学

目的	●学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる「学校教育法第3条」~短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする「学校教育法第108条」	●深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする 【学校教育法第83条の2、第108条第4項】	●職業に必要な能力 を育成する ほか 【学校教育法第124条】
教育(職業教育)の特色	 ●幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ○職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色 	 ●理論と実践を架橋する教育 ●産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置 【大学との違い】 ・実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等(長期の臨地実務実習を含む) ・同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下 【専門学校との違い】 ・理論にも裏付けられた実践力の育成・特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の修得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養 	●特定職種の実務に直接必要となる知識・技能の教育※豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員組織	研究者教員が中心	 実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※ 基幹教員数の4割以上は実務家教員(研究能力を併せ有する教員を含む) ●理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置 	●実務に関する知識・ 技能を有する教員 が中心
年修 限業	大学: 4年 短大: 2年又は3年	専門職大学:4年(前期・後期の区分制も可) 専門職短大:2年又は3年	1年以上 ※2年制・3年制が中心
学位	学位を授与 【学士、短期大学士】	学位を授与 【学士(専門職)、短期大学士(専門職)】	称号を付与 【高度専門士、専門士】
質の保証	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(学問重視)●国による設置認可●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表●認証評価機関による第三者評価(機関別評価)	 学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(実践的な職業教育重視) 国による設置認可 大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況、教育課程連携協議会の審議状況等に関する情報公表 認証評価機関による第三者評価(機関別評価及び分野別評価) 	●より自由度の高い設置基準 ●都道府県による設置認可 ●学校による自己評価(義務)、学校関係者評価(努力義務)、学校運営の状況に関する情報提供
入学者選抜	● 学力の3要素を踏まえつつ 多面的・総合的に判定	 入学志願者の能力・意欲・適性等を ● 入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力 義務化 ● 多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ ポリシーを明確化 ※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有 資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、 多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面 的に評価 	●個々の専門学校に おいて、それぞれの 目的に応じて選抜 実施